

令和8年第7回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和8年7月17日（金）
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時00分
- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員（8人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑥山本 泰夫 ⑨高田外喜子 ⑩糀田 幸雄 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（4人）
⑤長濱 恵司 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史 ⑪川井 良平
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（10人）
⑬桝谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰川口 勝博 ⑱宮下 昇 ⑳平内 義博 ㉑稲農 幹夫
㉒瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（2人）
⑱悦永 秀雄 ㉑濱名 猛
- 7 事務局員 山本事務局長、坂元次長、中瀬主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 1番 屋後委員 3番 徳島委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 お疲れさまです。1名の方がまだ来られてませんけれども、時間となりましたので。ただいまから羽咋市農業委員会、このメンバーの方々では最後となりますけれども、総会を開催したいと思います。
委員の欠席届についてご報告申し上げます。5番 長濱委員、7番 松生委員、8番 中村委員、11番 川井委員から欠席される旨の連絡を受けております。委員の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 （挨拶）
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましては、表紙めくっていただいて次のページにあると思いますが、議案3件、報告1件となっております。
この会議は会長が議長となりますので、進行をお願いいたします。
議 長 では、会議を開きます。
本日の議事録署名員に、1番 屋後委員、3番 徳島委員を指名します。

ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」です。議案書は2ページから5ページになります。

整理番号1番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は828㎡です。位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他の事由によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による51aです。

整理番号2番、申請地は〇〇町の畑3筆で、合計面積は179㎡です。位置図は4ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他の事由によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による70aです。

整理番号3番、申請地は〇〇町の畑3筆で、合計面積は1,091㎡です。位置図は5ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

対象農地は、被相続人の相続財産です。相続人全員が相続放棄したため、相続財産清算人の管理となっています。

今回、家庭裁判所の審判により相続財産清算人が当該農地を譲受人へ売却することの許可を得たことから、申請に至りました。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による71aです。

以上です。

議長 ありがとうございました。担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番 〇〇委員さん。

担当委員 現在は、対象の地面は休耕田という形になっていますので、田から畑ということでも問題はないと思います。今後もしも地目変更される場合には手続きをされるようにということを伝えておきました。以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 これは〇〇行政書士さんのほうに確認したところ、譲渡人、譲受人、間違いなく、問題なしということでございます。以上。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員 先ほど事務局からの説明があったとおりであるんですけれども、〇〇〇〇さんが亡くなられてまして、子どもさんが1人いらっしやったんですけれども、また、兄弟の方も2人いるんですけれども、相続放棄ということで事務局から説明があったとおりであります。

その関係もありまして、その土地の所有者の畑地の隣接地である〇〇さんが買い求めるということで合意がされたわけであります。双方とも理解を示しております。

それと、また後ほど出てくるわけでありまして、同じ〇〇さんの関係で田んぼのほうはまだ出てきてないわけなんですけれども、同様に相続放棄をされているらしいです。次回かその次の回になりますか、また出てくるというふうに聞いています。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員さんそれぞれご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ということで、議案書6ページをお開きください。

整理番号1番、整理番号の申請地は、〇〇町の畑1筆で、面積は102㎡です。位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、資材置場用地にするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で第1種低層住居専用地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

以上になります。

議長 ありがとうございます。担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

担当委員 生産組合同意の折、事実関係を確認いたしました。

この〇〇さんという方はほとんど家のほうで板金やっておられる方で、この写真にあるとおり、向こうにちょっと小屋みたいのがあると思いますけど、そこが作業場です。その隣なので資材置場として活用したいということを聞いております。ですので、特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。担当委員さんもご意見なしということですが、

何かほかにご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第 2 号」は、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」です。議案書は 8 ページになります。

今回は、田 12 筆、畑 3 筆設定があり、合計面積は 35,657㎡です。

全て農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。「議案第 3 号」について、何かご意見があればお願いしたいと思いますが、何かございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第 3 号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。議案書は 9 ページになります。

解約される農地は田 1 筆で、面積が 5,430㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書の記載のとおりです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま「報告第 1 号」について、事務局より説明がありました。これについて何かご意見があればお願いします。

なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、「報告第 1 号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人